

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：三菱地所株式会社

代表者：代表執行役 吉田 淳一

所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番1号

名称：株式会社TBSホールディングス

代表者：代表取締役社長 佐々木 卓

所在地：東京都港区赤坂五丁目3番6号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画

種類：高層建築物の設置

3 対象事業の所在地

東京都港区赤坂二丁目14番(住居表示)の一部

東京都港区赤坂六丁目1番(住居表示)の一部

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両について、特別区道第1042号線を経由する走行ルートでは、周辺が住宅地域であり、現況においても環境基準を超えている地点を通過することから、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業の計画地は、赤坂駅と一体的に駅前空間や歩行者ネットワークが整備され、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。